

静岡県立大学短期大学部
特別研究報告書(15年度)

介護福祉士養成教育における居宅介護演習のあり方に関する研究

奥田 都子 ・ 石野 育子 ・ 内藤 初枝 ・ 今井 朋実

I. 研究の目的

施設型介護から在宅型介護への潮流の中で、厚生労働省による介護福祉士養成教育の指導要領は、平成 12 年の教育課程改正において居宅介護実習を必修化し、これまでの施設実習中心のスタイルから、居宅における訪問介護実習を強化する方向へと転換しつつある。また、ここ数年の動きを見ても、施設中心に行われてきた福祉政策が、在宅を含めた地域に移行していく中で、グループホームの増加、ユニットケア(施設における居宅型介護サービス)の導入が著しく進んでおり、一つの事業体が施設を運営するのみならず、グループホームやホームヘルプサービスなど多角的な介護サービスを提供することも珍しくなくなっている。

これらの趨勢から、居宅で生活する介護サービス利用者に対する生活援助能力の養成と強化が、介護福祉士養成教育にますます求められているといえる。しかしながら、現行の養成カリキュラムでは、居宅生活の援助に必要な知識や技術は、介護・福祉・家政系科目などに分散しているため、利用者の生活全体をトータルに援助できる視点や能力を育むには不十分といわざるを得ないのが実情である。

そこで、本研究においては、居宅介護演習科目の導入(新設)に向けて、全国の養成校における当該科目および関連科目の設置状況と、その教育内容についての質問紙調査を行うとともに、居宅介護サービス従事者へのインタビュー調査を実施して、援助の現場でどのような知識や技術が必要とされるのかを分析し、その結果を、本学における居宅介護演習科目のシラバス作成および指導方法・授業運営に反映させることを目的とした。とくに、介護・福祉・家政領域の教員間においてどのような連携・協力を行うことが教育効果を高めるのか、また、授業スタイルや授業内容の精選をどのように行うことが教育効果につながるのか、という視点から分析を行うこととした。

II. 研究の方法

1. シラバス原案の作成

全国養成校への調査に先立ち、共同研究グループによる居宅介護演習科目の新設に向けて検討を重ね、シラバスを作成した。

シラバス作成にあたっては、以下の方法によった。

① 他の養成施設における科目設置状況についての情報収集。

インターネットによる検索および介護福祉教育学会・介護福祉学会における関連報告の検討(過去の報告要旨・論文の検討と15年度大会会場での直接質疑・意見交換)。

② 居宅介護(訪問介護)サービス提供者の養成教育用テキストおよび、養成教育について述べられた文献資料の収集・読み込み・分析。

以上の方法により得られた知見・情報をもとに、4人の研究メンバーによるディスカッションを経てシラバスを作成。このシラバスを、平成15年9月に、厚生労働省に対し新規科目の設置申請書類として提出し、同年12月に「居宅生活援助(演習)」科目の新設について設置の認可を得るに至った。

さらに、後述の全国介護福祉士養成校教員を対象とする調査において、質問紙中に本学の新設科目シラバスとして示し、居宅介護における複数領域の連携・協同による授業スタイルの一例として提案し、各養成校に意見を求めるための資料として用いた。

2. 全国介護福祉士養成校における教員調査の実施

1) 調査の名称 : 「『居宅生活援助』教育に関する調査」

2) 調査対象 : 全国の介護福祉士養成課程をもつ高校・専門学校・短期大学及び大学計381校において、介護福祉系の科目、社会福祉援助技術系の科目、及び家政系の科目を担当する全ての教員(非常勤講師も含む)。

3) 調査方法 : 各校あたり4部の質問紙を同封し、郵送にて調査を行った。

4) 調査期間 : 平成16年3月13日発送、4月中旬までに回収を終える予定である。

5) 調査内容 :

① 複数領域の教員間の連携・協同による授業の有無及びその内容について

② 複数領域の教員間が連携・協同することに対する考えについて

③ 本学で17年度より開講される「居宅生活援助」シラバスへの意見・疑問

④ 各担当領域における「居宅生活援助」に関する教育内容の有無と詳細について

⑤ 回答者の属性について・・・性別・年齢・資格・現場(臨床)経験・介護経験・専門領域・教育経験・勤務校の所在地・種別ほか。

6) 分析方法

選択肢による回答は、SPSS統計ソフトを用いて単純集計及びクロス集計により分析を行うため、回収された現在データ入力作業中である。

また、自由記述回答については、文脈の中で捉えた特性を抽出し、その内容に見出さされる共通性・類似性を分析・整理する予定である。

3. 居宅介護サービス従事者へのインタビュー調査の実施

静岡県内でホームヘルプサービスに従事する介護職員を対象にインタビュー調査を行う。インタビュー内容としては、

① 居宅介護の第一線では、どのような援助が必要とされているのか、

② 利用者がいかなるニーズを持っているのか

③ 援助者がいかにしてニーズに対応しているか を把握するとともに、

- ④ サービス提供者の視点から、養成教育において、どのような教育内容が必要と意識されているのかを明らかにする。

このインタビュー調査の記録を分析し、実際に行われている援助の内容から、どのような教育カリキュラムや授業内容が必要となるかを検討・考察する。それとともに、居宅での生活を援助する能力の養成に際しての留意点や、効果的な指導のあり方、他教科との連携の必要などについても検討する予定である。

Ⅲ. 結果および考察

1. シラバス原案の作成

- ① 研究メンバーの担当領域からの、居宅生活援助教育に必要と思われる内容の抽出。
「形態別介護技術」について : 石野 が担当、
「社会福祉援助技術」について : 今井 が担当、
「家政学(栄養・調理)」について : 内藤が担当
「家政学(家族・家庭経営)」について : 奥田が担当
- ② 居宅での生活を援助するうえで必要と思われる知識・技術についてのディスカッション(16回)を経て、厚生労働省提出用のシラバス案(資料1)を作成した。
- ③ 作成したシラバス案は社会福祉学科会議、教授会の承認を経て、9月に厚生労働省に提出され、12月に新設科目の認可が得られた。
- ④ 16年度には、このシラバス案に2つの調査結果を織り込んで、具体的な授業案を作成する予定である。

2. 全国介護福祉士養成校教員調査について

調査票の作成に時間をかけ、発送が3月にずれこんだために、調査結果の分析に至っておらず、引き続き、分析・考察を行う。質問紙の見本を資料2として添付する。

3. 介護サービス従事者を対象とするインタビュー調査について

平成15年7月に静岡市社会福祉協議会の在宅介護支援センターを訪問、センター長およびホームヘルパー(主任クラス)6名と面談し、援助の実態について話を聞いた。その後に行ったディスカッションにおいて、以下のような意見が示された。

- ① 援助はきわめて個別的なので、平均的に「どの家庭でも必要とする援助の内容」を示すことは難しいこと。
- ② 利用者を尊重するという観点から、ヘルパーの眼には必要に見える家事支援であっても、利用者が希望しなければ、ヘルパーだけの意思で掃除や洗濯、調理などを行うことはできないので、利用者のサービスを受け入れる気持ちを起こさせる力量も必要。
- ③ 限られた訪問時間内にサービスを終わることができない、支援内容を効率的にうまく組み立てられないヘルパーが少なくないこと。
- ④ 現役ヘルパーのレベルアップのための研修・教育のニーズが高く、養成校の専門性に対する期待が高いこと。
- ⑤ 身体介助に比べて家事支援の方により困難を感じているヘルパーが多いこと。

これらを整理すると、第一に、施設における援助にもまして、居宅生活の援助では個別性への配慮が求められることや、利用者の意志を損なうことなく、健康の維持に必要な支援を受け入れてもらうための対人的な工夫を必要とするなどの点から、居宅生活援助においては、家事支援や身体介護の技術のみならず、対人関係の援助技術が重要な役割を担うことが示唆された。

また第二に、個々の家事技術や介護技術は合格ラインであっても、所定時間内に組み合わせて効率よく行うトレーニングが十分でなければ、実際の援助の場面では役立たないことも明らかになった。

以上の結果を、シラバス概要の内容に反映させるとともに、全国養成校教員調査の質問票作成においても、意識的に取り込んだ。現在は次のインタビューにむけて調査項目を設定中であり、16年度には比較的経験の浅い若手ヘルパーを対象に第2回目のインタビューを実施する予定である。

IV. まとめ

本研究の到達目標の一つである「居宅介護演習科目の新設」については、研究結果に基づいて作成されたシラバス案によって、厚生労働省からの新規科目設置が認可されたことをもって、一応の成果をあげたとみることができよう。しかしながら、現時点では全国養成校教員調査および居宅介護サービス提供者へのインタビュー調査結果の本格的な分析・検討には至っていないため、今後は、調査結果の分析を通して介護福祉系、社会福祉援助技術系、家政系領域等の、複数領域間の連携・共同のあり方を検討し、シラバス内容をさらに具体化して授業案に発展させることを目指したい。

なお、今回の研究の中間報告を平成16年7月に開催される第11回介護福祉教育学会大会において行う予定である。

資料1 厚生労働省に提出・認可された「居宅生活援助(演習)」シラバス

科目名： 居宅生活援助		授業形態： 演習		担当者： 石野・奥田・内藤・今井ほか2名	
授業の回数	30回	60時間	2単位	2年次・通年	選択科目
<p>〔授業の目的・ねらい〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅で生活する高齢者や障害者のおかれた条件を科学的に分析し、それに対応した生活援助の知識と技術を習得する。 2. 高齢者や障害者の生活の歴史を理解するとともに居宅における生活の質を高め、生活を主体的に営むことを支援する実践的能力を養い、現場の実習に先駆けて準備教育をする 3. プライベート空間における生活援助であることをふまえ、専門職としての職業倫理を涵養し、場面に応じた対人援助技術を習得する。 3. 諸学習を応用・統合し、福祉サービス利用者の問題解決に取り組むマネジメント能力を養う。 					
<p>〔授業概要〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅での対人サービスを円滑にすすめるために ①面接理論とロールプレイ 2. 居宅での対人サービスを円滑にすすめるために ②職業倫理について 3. プライベート空間における生活援助の留意点 4. 利用者の生活理解の視点 5～12. ホームヘルプにおける日常生活援助の知識と技術 <ol style="list-style-type: none"> ①身体と衣服・寝具の清潔保持 ②清潔な生活空間づくり ③安全・快適な生活空間づくり ④適切な消費生活に向けての援助 ⑤健康的・文化的な食生活の設計と援助 ⑥楽しみのある暮らしへの援助 ⑦援助内容の選択と作業効率 ⑧時間・金銭・モノの制約条件下の家事・介護の工夫 13～15. 居宅生活のマネジメント <p>～生活援助における制度の活用や、様々な職種・機関との連携について理解を深める</p> 16～25. 事例展開による演習とディスカッション <p>～居宅生活支援サービスの立案・実施・評価</p> 26～29. 居宅での生活援助の体験学習 30. まとめ 					
<p>〔使用テキスト・参考文献〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技術・家政学実習使用テキスト ・資料配付 			<p>〔単位認定の方法及び基準〕</p> <p>居宅生活支援サービスの立案・実施・評価を行うことができる</p>		

